訂する。

8、年二回の賞與金は會社經濟狀態に應し充分考慮する。

9、團体協約勞資協定委員會は容認し難し。

10、本問題解決迄の日給は支給せず別に金一封（金九百圓）を支給する。

11、既に解雇したる職工中大和弘、大和政人の兩名は都合に依り復歸を認めず但し解雇手續をなし退職手當を支給す尚大和弘の社宅は來る八月十五日迄に明渡すこと。

12、左記七名は前日給を以て任意採用する事とし退職手當金を支給せず從來の勤務年數を通算すること。

井上豐、福元繁志、畑間銀次、中尾善三、佐野止渡邊大二、井手口修、

13、爭議關係者は本爭議中不德行爲ありたるを衷心陳謝し將

財團法人 協調會福岡出張所

來は上下同僚の間和衷協同し以て其の使命達成に邁進すること。

○備考

1、第十一項解雇者二名に對する退職手當金

大和弘、六三六、圓外に常務より心付五拾圓

大和政人、二五〇、圓外に常務より心付參拾圓

2、第十項爭議費用九百圓の內龍泉團員に對し日給十日分の計算にて百貳拾圓を支給分配せしめ、尚參拾圓を九聯直屬の酸素班の基金として積立。

3、本爭議に要せし爭議團側の費用約七百五拾圓なりと謂ふ。

十七、添付書類

1、七月九日夜小倉市壹圓並に門司市一圓に撒貼付したるビ

財團法人 協調會福岡出張所